

# 原子力行政と法・総論

渡辺 洋三  
東京大学教授

## ①

私は、今期（第一二期）の学術会議の活動計画をきめる委員会の委員の一人として、現在、国民的問題として注目されている原子力問題を、科学者の国会である学術会議が、どういう観点から、どういう組織で受けとめるかについての討論に参加し、大変興味ぶかかった。それは、この問題についての科学者の認識や姿勢が、かなり異なることが分かつたからである。そこで基本的論点は、次のとおりである。

一つは、エネルギー問題の一環としての原子力問題の位置づけである。第一〇期の学術会議においても、エネルギー開発・研究についての勧告を政府に出した。しかし、この第一〇期の委員会においては、エネルギーの中に原子力を含まなかつた。このため、原子力の平

和利用すなち、エネルギーとしての原子力の開発にたずさわってきた科学技術者たちは、第一〇期のこのような扱いに大きな不満をもつていたらしい。これらの人は、石油資源の不足が伝えられる一九八〇年代後半をめざして、それに代わるエネルギーとして原子力の開発を急ぐことが科学技術者の社会的責任であると考えており、したがつて、将来のエネルギーを科学者の国会が取りあげるにさし、原子力を重要な新エネルギーとして位置づけ、原子力の技術開発・研究体制の推進をはかるべきである、という意見を展開した。

これに対し、他の科学者の中には、新エネルギーとしての原子力の開発の意義を全く認めないというわけではないが、技術的に未開拓ないし不明の点も多く、エネルギー問題としての原子力の位置づけを前述の論者ほどには重要視しない、という意見が見られた。またこの意見に

よれば、現在の段階で学術会議が原子力問題を取りあげるとすれば、エネルギー問題の一環としての原子力問題よりも、核問題の方が重要であり、特に最近の国際的・国内的状況の中で核兵器の問題はいつそう深刻となつており、かつて学術会議が提唱した原子力の研究と利用に関する三原則（公開・自主・民主）を現在の時点で发展させる必要がある、というのである。

このように、日本の科学者が原子力問題を扱うにさいし、これをエネルギー問題の一環として扱うことと重視するか、あるいは、平和問題の一環として扱うことと重視するか、その重点の置き方に二つの異なる見解が見られた。しかし、そのいずれの見解も、他の見解を否定するものではなく、重点の置き方の差であるにすぎず、またこの二つの問題が、相互に関連しあつてることも否定しえない、というので、結局、学術会議として

は、今期は、右の二つの問題をともに取りあげることにし、そのために二つの特別委員会を設置するということで、全員の合意を見た。

こうして、一方において原子力開発の意義を軽視しないこと、他方において核兵器問題の重要性を軽視しないこと、の二点において、大筋において合意に達したとはいえ、日本の科学者の中にも、強いていえば、原子力開発を積極的に推進しようという立場と、それに対して慎重な態度をとる立場との、二つの流れがあることが分かつた。この両者の差異は、純粹に科学技術上の認識の差異に由来する点も、もちろんあるが、それだけではなく、国のエネルギー政策や核政策（平和政策）およびそれを総合した原子力政策に対する認識と評価の差異にも由来するであろう。たとえば、原子力開発の推進に熱心な人は、国のエネルギー政策を重視するあまり、環境・安全政策を軽視し

第1表

項目	実数				指数(昭和50年度=100)		
	昭和40年度	50年度	60年度	65年度	昭和40年度	50年度	60年度
1人当たりエネルギー需要 (百万Kcal) (同上石油換算) (K <sup>2</sup> )	16.9 (1.80)	32.8 (3.49)	50 (5.3)	58 (6.2)	52	100	152
G N P (45年価格) 単位当たり エネルギー需要(百万Kcal/百万円) (同上石油換算) (K <sup>2</sup> /百万円)	39.8 (4.23)	39.3 (4.18)	37 (3.9)	35 (3.7)	101	100	94
エネルギー総需要 (兆Kcal) (同上石油換算) (百万K <sup>2</sup> )	1,656 (176)	3,666 (390)	6,200 (660)	7,400 (790)	45	100	169
							202

(注) 1 ここでいうエネルギー需要は、一次エネルギー需要である。2 石油換算は、9,400Kcal/lによる。

がちである。また原子力の研究が、もともとは核兵器との関連で進められ、現在でも密接な関連をもつてることを軽視しがちである。そこから、原子力平和利用

用への手放しの賛成が出てくる危険もある。他方また、原子力開発に反対する人の中には、環境・安全政策を重視するあまり、エネルギー政策を軽視しがちな人もいる。

科学者の中でも、このように立場の差異によって差異があり、抽象的レベルの原則では合意が成立しても、具体的問題についての対処となると、かなり異なる結論が出てくる。伊方判決における科学者の見解の対立も、それを反映するものであろう。そして、このよきな対立は、科学者の間においてのみならず、広く国民一般の中にも存在する。原子力問題についての国民的合意が成立するまでには、まだかなりの時間が、かかりそうである。伊方判決に対する根本的疑問は、この点にある。つまり、これだけ、科学者や一般国民の中に見解の対立があり、合意がえられない状況の下では、裁判官の判断も慎重であることが望ましい。それにもかかわらず、伊方判決の裁判官は、きわめて安易に、原子力開発推進の立場を一方的にとり、他の観点を放棄したのである。

なぜ、伊方判決の裁判官は、これだけさまざまな科学上の見解の対立がある問題について、科学者でもないのに、一方の科学的見解をのみ採用するという決断を、あえてしたのであろうか。その決断は、原子力開発の安全性が保障されてい

るという裁判官の科学的認識にもとづくものではなく（くりかえして言うよう）、法律家がそのような科学的判断をもちうるわけはない）、その安全性についての科学的根拠は分からぬが、原子力開発の安全性を強調することによって国

の原子力開発政策にブレークをかけるのはまずい、という政策的判断にもとづくものであった、と解釈する以外にない。しかし、裁判官は、そのような政策的判断にコミットすべきではないこと、いうまでもない。むしろ、裁判官は法律家の果たすべき任務は、原子力政策についての国民的合意をうるために、どのような法律的制度的手続が必要であるか、あるいは、さまざまな意見を公平に反映させるしくみはどのようなものであるか、そして現実の行政がそのような手続に忠実であるか否かを、審査することにある。

このような観点からみると、日本の原子力行政の基本法というべき原子力基本法にもとづく原子力三原則が、自主・民主・公開の三つの手続的原則を定めていることの意義を、裁判官はもつときびしく見つめるべきであった。伊方原発を含む今日の原子力行政が本当に原子力三原則にもとづいて進められていると裁判官は認識したのであろうか。もし、そうであるとすれば、その認識は甘いといふほかない。今日の事態は、むしろ、その逆の徵候を示しつつあるように思われ

る。そこで以下において、現段階において、現段階における原子力行政の特徴を、いくつかの点について眺めてみよう。

## ②

第三次全國総合開発計画（三全総）は、今後一〇年ないし一五年の計画を見とおして、定住構想のフレームをつくっているが、それによると、エネルギーは、第一表のとおりである。すなはち、省エネルギーを進めることが前提とした上でのおかつ、その必要量が増大し、国民一人当たりエネルギー需要は、昭和六〇年度に五〇〇〇万キロカロリー（石油換算五・三キロリットル）、六五年度には五八〇〇万キロカロリー（同六・二キロリットル）と見込まれている。この場合、わが国の総需要は、昭和六〇年度に六二〇〇兆キロカロリー（石油換算六・六億キロリットル）、六五年度には七四〇〇兆キロカロリー（同七・九億キロリットル）と、それぞれ、昭和五〇年度の一・七倍および二倍に達することになる。

このぼう大なエネルギー需要に対する供給をいかに確保するか、という観点から國の長期的エネルギー政策が展開されてくる。周知のごとく、現在わが国は、エネルギー源の七三%を輸入原油に依存している。しかし、八〇年代の後半以降に予想される世界的な石油不足、産油国

の政治的動向の不確定性、石油供給基地の確保の困難性（環境問題、新規基地建設の長期化）など、さまざまの不確定要因、制約要因を含んでいることは、政府も認めざるをえない。そこで、省エネルギー政策と代替エネルギー開発政策が登場する。

省エネルギーに関しては、政府は、五月一二日の閣議で「エネルギー使用の合理化に関する法律案」（省エネルギー法案）を国会に提出した。この法案は、第一に工場における熱、電気の利用の節約を意図としているが、これは、わが国の場合も、また、これを守らせるための金融その他積極的助成措置もほとんどない。しかし、このような中途半端な法律によって、昭和六〇年度に省エネルギー率を一〇・八%、石油にして八〇〇〇万キロワットを節約するという目標を本当に達成できるものであるかどうかは、きわめて疑わしい。

### 三全総では、省エネルギー対策の重要性をうたっているが、それとしては、基本法ともいべき本法案は「迫力を欠く」（五月一三日、朝日新聞、社説）と言われてもやむをえない妥協的なものであり、また国会の会期も期待できない状況の下で提案したこと自体、政府の消極的姿勢をうかがわせるものがある。さら

に、より本質的に問題をとらえるならば、省エネルギー政策としては、単に技術的に何パーセントの消費量をへらすかいう問題にとどまるものではなく、エネルギーに依存し、エネルギーなくしては生きていゆかなくなつた現代人類社会の在り方が、本当にこれでよいのかどうかという根本的反省を含む政策でなければならぬはずである。エネルギー消費量

の一定量以上を使用する工場を指定して、そのエネルギー使用を規制しようとするものである。同法案は、第二に、住宅を含む建築物におけるエネルギー使用の節約のために、断熱基準を設け、それに従う努力義務を建築主に課している。また同法案は、第三に、エネルギー消費機器のメーカー等に消費効率向上の努力義務を課し、あるいは消費効率の向上を必要とする指定機器について、メーカー等の判断基準を公表することにしている。指定機器として、通産省は、今年度は自動車、クーラー、冷蔵庫にとどめ、ゆくゆくはその他の家電製品にも広げてゆく方針のようである。

この法案によって廢止されるはずの從

来の熱管理法と比較するならば、本法案が、より総合的体系的であることはうたがいないが、この内容は、要するに政府が行政指導的なガイドラインを設けて誘導するにとどまり、公表した基準に反したり、指導に協力しない企業に対する罰則もなく、また、これを守らせるための金融その他積極的助成措置もほとんどない。しかし、このような中途半端な法律によって、昭和六〇年度に省エネルギー率を一〇・八%、石油にして八〇〇〇万キロワットを節約するという目標を本当に達成できるものであるかどうかは、きわめて疑わしい。

三全総では、省エネルギー対策の重要性をうたっているが、それとしては、基本法ともいべき本法案は「迫力を欠く」（五月一三日、朝日新聞、社説）と言われてもやむをえない妥協的なものであり、また国会の会期も期待できない状況の下で提案したこと自体、政府の消極的姿勢をうかがわせるものがある。さらには、核分裂によるエネルギーは、現在示すような現代文明社会、そして、とくに他国にくらべてさえエネルギー依存の強い日本社会の構造についての深い検討なくして、省エネルギーを技術的規制に矮小化しても、根本的解決にはならない。政府のエネルギー政策は、このよくな反省の観点をもたず、一方において若干の技術的規制にとどまる消極的な省エネルギー法案を提案するかたわら、他方において、より高度なエネルギー社会への展開をめざして、エネルギー開発・供給政策を積極的に推進しようとするものごとくである。

### ③

代替エネルギーとして、三全総は、原子力のほか、水力、石炭、LNG、LPG、地熱発電等をあげ、さらに長期的観点から、太陽エネルギー、核融合の開発、大陸棚資源の探査開発を指摘している。

核研究者によれば、核融合は、もし開発に成功すれば、核分裂よりも将来エネルギーとしてすぐれた面をもつていて、が、現在では、その技術的完成度が低く、環境影響評価の実施等により、環境保全に十分配慮し、地域社会との調和を図るとともに、防災性、安全性の確保、監視体制の充実を図ることが必要である」と指摘して、エネルギー開発・供給政策が、環境・安全政策とセットになり、兩者が調和のとれたものでなければならぬことをも強調している。それには、核分裂によるエネルギーは、現在の科学技術水準では、より確実な将来エネルギーとして、これに期待を寄せる科学者が少なくないことは事実である。それゆえ、三全総でも、今後のエネルギー供給において原子力（核エネルギー）の占める地位を重要視している。電気エネ

ルギーは、昭和六〇年度末で二億三〇〇〇万キロワットが必要であり、そのために新規に九〇〇〇万キロワットの供給力増が計画されているが、原子力発電所は、六〇年度に三〇〇〇万キロワットの開発・供給政策を積極的に推進しようとすると、三全総は指摘している。この計画にもとづくならば、国の長期エネルギー政策としては、原子力への期待が大きく、その開発が急がれていることは明らかであろう。しかしながら他方、三全総は、原子力開発にさいし、「その安全性、信頼性の確保」に努めなければならないとし、「また、エネルギー基地の整備を図るに当たっては、環境影響評価の実施等により、環境保全に十分配慮し、地域社会との調和を図るとともに、防災性、安全性の確保、監視体制の充実を図ることが必要である」と指摘して、エネルギー開発・供給政策が、環境・安全政策とセットに何よりも、三全総の目玉ともいべき

ものは「定住構想」であり、その基本的目標は、「自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成」を図り、また「新しい生活圈を確立」することにあるとされているのである。このように定住圏における総合的居住環境の整備・形成を大黒柱に据えることによって、三全総は、開発中心主義といわれた新全総に対する批判と反省を含むものとして評価されているのであり、したがって、エネルギー問題についても、原子力開発の重要性とそれへの期待を一方では指摘しながらも、他方では開発至上主義の立場に立つことはできず、環境政策の重要性を第一義的にうたい、少なくとも開発政策との調和を強調しなければならなかつたのであろう。

しかしながら、現実の行政は、この三全総の構想なり理念を裏切つて進んでい

るようと思われる。それは、あたかも、環境重視の三全総から、開発至上主義の

新全総へと逆もどりのみちを歩み始めて

いる、といつてもよいであろう。伊方原

発判決もまた、そのような行政の方向な

いし姿勢に追随する結果に終わった。

伊方判決の影響もあって、原子力発電

がいつそう推進される傾向にあるとき、

環境アセスメント法案の今国会提出が最

終的に見送りになり、三たび流産したこ

とは重要である。周知のことく、一定の

開発に際し、環境への影響を予測、評価

し、その内容を住民に知らしめ、住民参加方式をつうじて住民の意見を反映させる環境影響評価制度は、すでに多くの国で実現しているものであり、わが国でも、その必要性は、かなり以前から指摘されていた。ところが、環境庁が、昨年、一昨年と法案をつくつても、通産省、建設省、自民党、財界などの強い抵抗に会つて実現しなかつた。このため今国会に提出される予定だった第三回めの法案は、環境庁みずからが後退し、公聴会の開催規定を削除し、条例の上乗せを規制する等、いちじるしく後退した妥協案を、いちじるしく後退した妥協案にとどまざるをえなかつたのである。それにもかかわらず、この後退した妥協案でさえもが「時期尚早」であるとして、ついに自民党の手によつて葬り去られた。この背後に、原子力発電を含むエネルギー開発促進にとって独創的な利益を代弁する通産省の判断が働いていたことは明らかである。立法経過を眺めると、第一次案、第二案に反対していた通産省と建設省のうち、建設省の方は、今回の第三次案が妥協的なものとなつたため、賛成に廻るに至つた。その結果、反対は通産省のみとなつたのであり、しかも通産省が反対してい

る。五日二八日の朝日新聞の記事によれば、自民党の商工部会が産業界代表を招いたとき、藤原電力事業連合会環境専門委員長は「環境アセスメントの評価の方法が十分固まっていない現時点で、法律ですべてをしばつてしまふことは疑問がある」とのべ、また大垣同連合会立地推進連絡会議委員長は「今までさういえ各地の電源立地で混乱が起きているのに法律で決めてしまつたら、反対のための反対派に逆手にとられる」とのべたとのことである。要するに、アセスメント法案を葬り去つたのは、原子力開発を進めようとしている電力業界であつた。

ちなみに、国の法律がなかなか制定されそうもない状況の下で地方自治体もまたアセスメント条例の制定に苦慮している。ところが、前号の本誌でも指摘されたとおり、伊方裁判において原告は、この原子力基本法にも反映されている。ところが、前号の本誌でも指摘しておいたように、伊方裁判において原告は、この原子力基本法についても違憲を主張するという、あやまつた論点を提起するという重大なミスを犯し、裁判を混乱させた。

原子力開発促進論者は、原子力三原則を無視した開発を強行しようとして、反対論者は、これまで原子力三原則を無視した開発絶対反対を通そうとする。これは、ともにまちがつていて、われわれは、原子力開発に絶対反対なのでなく、原子力三原則にしたがつた開発を主張してきたのであり、おそらく、これ以外に、国民的合意をとりつける方法はないであろう。そして伊方の原発が、その手続において非民主的であり、また非公開で

ある。五日二八日の朝日新聞の記事によれば、自民党の商工部会が産業界代表を招いたとき、藤原電力事業連合会環境専門委員長は「環境アセスメントの評価の方法が十分固まっていない現時点で、法律ですべてをしばつてしまふことは疑問がある」とのべ、また大垣同連合会立地推進連絡会議委員長は「今までさういえ各地の電源立地で混乱が起きているのに法律で決めてしまつたら、反対のための反対派に逆手にとられる」とのべたとのことである。要するに、アセスメント法案を葬り去つたのは、原子力開発を進めようとしている電力業界であつた。

ちなみに、国の法律がなかなか制定されそうもない状況の下で地方自治体もまたアセスメント条例の制定に苦慮している。ところが、前号の本誌でも指摘しておいたように、伊方裁判において原告は、この原子力基本法についても違憲を主張するという、あやまつた論点を提起するという重大なミスを犯し、裁判を混乱させた。

原子力開発促進論者は、原子力三原則を無視した開発を強行しようとして、反対論者は、これまで原子力三原則を無視した開発絶対反対を通そうとする。これは、ともにまちがつていて、われわれは、原子力開発に絶対反対なのでなく、原子力三原則にしたがつた開発を主張してきたのであり、おそらく、これ以外に、国民的合意をとりつける方法はないであろう。そして伊方の原発が、その手

あり、原子力三原則に反することは、裁判の過程でかなり明らかになつたのだから、こまかい安全性の技術論に立ち入るまでもなく、裁判官は、本件許可処分が原子力三原則に反していることを認定すべきであった。また、他の国で採用されているアセスメントの柱ともいべき、住民への公開と住民参加は、これまた原子力三原則のうちの民主・公開の原則を実現すべきはずのものである。伊方判決の裁判官もアセスメント法の制定を拒否している行政官や政治家も、ともに、三原則に立脚する原子力基本法の形骸化・空文化に手を貸すものである、といわれてもやむをえない。

ときあたかも、原子力基本法を始めとする原子力行政関係法の全面的改正が、今国会を通過した。この具体的な内容については、本誌で別な執筆者が分析する予定なので、くわしいことは省略するが、一言しておく。法改正の直接のきっかけとなつたのは、昭和五一年七月三〇日に出された原子力行政懇談会（座長、有沢広巳）の意見書である。同意見書は、一方において最も現実性の高い代替エネルギーとして原子力を評価すると共に、他方において、日本分析化学研究所問題、原子力発電所の故障の統出、原子力船「むつ」の漂泊など、原子力行政全般に対する国民の不信をも指摘し、原子力行政体制の再確立を要望するものであつ

た。具体的には、この意見書は原子力基開発行政と安全規制行政とを分離し、現行の原子力委員会を、原子力委員会と原子力安全委員会とに組織的に二分割し、また安全部から運転管理に至るまでの原子力行政の一貫性を確保するため、発電所等事業に関するものは通産省、船については運輸省、研究開発、研究施設については科学技術庁が、それぞれ一貫して行政を担当するよう、提案している。今国会で成立した新法は、おおむね、大綱において、この意見書にしたがつてゐる。もつとも、公聴会の規定など、重要な点が欠落していることも見逃せない。

右の原子力委員会の二分割案は、アメリカが一九七五年のエネルギー再編法において、原子力規制を担当する原子力規制委員会と、原子力推進を担当するエネルギー研究開発庁とに二分割した例をモデルとしたものと思われ、その趣旨は、これによつて原子力規制行政を強化し、安全性に対する国民の不信をやわらげる点にあるのである。しかし、この趣旨を実現するためには、原子力安全委員会の規制権限をよほど強化し、その組織の独立性を高め、事務局を充実しなければならない。ところが、改正法案には、このような保証がなく、その保証をもたない二分割案は、みせかけのものに終わるだけではなく、かえつて原子力規制行政の

後退にみちを開くことになりかねない。

前述の意見書が、「国民の意見を原子

力行政に反映させることにより、国民の安全性に対する不安を払拭し、原子力開発に対する理解と協力を得ていくことが不可欠である」という観点から、対話方式による公開ヒアリングの実施、専門家による公開シンポジウム等を提案したにかかわらず、現実には、この点についての配慮が欠落したまま原子力開発が進められている日本の現状に鑑みると、

右のおそれは、いつそう大きいといわなければならぬ。すなわち、アメリカにおける原子力規制行政の整備は、その前提出して、国家環境政策法、行政手続法、情報公開法等の整備された行政手続き、すなわち住民、科学者、諸団体等の意見を反映させ、資料を公開し、対審構造型のヒアリングを義務づけ、フェアプレーに行政を進める行政手続をもつてゐる。ところが、わが国では、情報も公開されず、秘密的・一方的・官僚的に行政が進められる。それゆえにまた住民の不信や不満が増幅し、反対運動もまた必要以上に硬直化することになる。このようなアメリカと日本との事前行政手続の差異を前提とするならば、行政手の行なう規制をさらに原子力安全委員会がチェックするというダブルチェックシステムが、アメリカのような機能を果たしうるのである。原型炉「もんじゅ」（三〇万キロワット）だけで、六九〇〇億円

用について安全規制を強化するための若干の技術的要望が附帯決議としてつけられたが、このような小手先きの措置で右の疑いが晴れるとは到底おもえない。政府が、もし真剣に安全規制を考えるならば、アセスメント法を一方で流産させることはないはずであり、また公聴会規定、住民参加規定などの事前行政手続を積極的に取り入れるべきであった。

## ⑤

原子力開発行政の積極的進展は、また莫大な費用を伴なう。その費用を、だれがどのように負担するかは、今後、その規模が巨大になるに伴なつて、大きな政治問題となるであろう。原子力委員会は、原子力関係新エネルギーの研究開発費が、今後一〇年間に、四兆円の巨額に達するものと予測している。その内わけは、高速増殖炉一兆三〇〇〇億円、核融合炉六七〇〇億円、新型転換炉三五〇〇億円、ウラン濃縮二〇〇〇億円、再処理（軽水炉と高速増殖炉）二〇〇〇億円、高・低レベル放射性廃棄物処理二〇〇〇億円となつてゐる（六月二日、朝日新聞）。将来エネルギーとしての原子力が重要な地位を占めるためには、燃料利用率の高い炉が急務であるというので、高速増殖炉の開発に特に重点が置かれてゐるのである。原型炉「もんじゅ」（三〇万キロワット）だけで、六九〇〇億円

かかるというのだから、おどろくべき巨額の費用である。

この莫大な原子力開発費のうちの国負担部分をかりに半分と考えたとしても、国の予算の一般会計から支出することが困難であるというので、特別会計の新設も考慮されている。その原資は、石油、電気などの現在エネルギーの利用者の負担によるところを考えているから、結局において、その負担は、電力料金の値上げとして、国民の負担にはねかえつくる。それゆえ、すでに指摘したように、安全・環境行政を切りしてた形で原子力開発行政のみが急速に展開するならば、國民は、一方で安全・環境をおびやかされながら、他方で、自らをおびやかするののために、あるいは税金という形で、あるいは電力料金という形で、自らの金銭を支出して協力しなければならないという、まことに矛盾した事態に当面することになる。この観点からも、つまり国民に過度な経済的負担をかけないという観点からも、急速な開発計画はさけるべきであろう。原子力の開発が必要であるにしても、安全・環境に十分な配慮を払う課題が、かたよらない、総合的な原子力行政の課題でなければならぬ。ちなみに、原子力開発の進展に伴つて、近時、多くの県において、核燃料税

の新設が大きくクローズアップされてきている。核燃料税は、県が自治大臣の認可をえて条例で課税する法定外普通税であるが、昭和五年に福井県が、五二年に福島県がこれを設け、他の県も積極的にこれを新設しようと動き始めている。すでに五二年に、全国原発所在市町村協議会総会から自治省に要望が出され、自治省もこれを前向きで検討する方針を打ち出していたが、原子力発電所の設置と反対運動の拡がりの中で、核燃料税があらためて見直されつつある。この税金の目的は、原発に対する住民の不安をやらげるための諸施設の設置、漁民の安全操業のための漁場の確保などに必要な費用をねんとする、ということである。しかしこれは、反対運動をいわば金で買うという政治的役割をも果たしている。原子力発電所の設置によって地域経済があるおうということが、どこの地域でも設置賛成論者の有力な武器である。しかし、経済市場の法則に任せたならば、原子力発電所の設置が、必ずしも地域経済にとってプラスでないことが明らかとなる。安全や環境の問題は、原

置される県は地域経済の貧しい後進県であるだけに、税収入の魅力は大きい。

こうして、核燃料税の新設は、客観的に進めるのに役立つ。自治体としては、この種の税金によって自治体財政を豊かなものとすることができますならば、通常の税金のほかに新税を負担することはたしかに経済的に負担であるが、何億かの金を支出することで地元や自治体の協力がえられるならば、反対運動でつぶれるよりも、はるかに得策である、ということになろう。したがって、新税の設置に電力会社も積極的に反対はしていない。しかしながら、原子力行政という、国および国民の未来にかかる重要な問題は、全般的・長期的観点から検討すべき問題であつて、地域社会の目先の経済的利益で取り引きすべき性質の問題ではないであろう。政府・自治体の当局者や電力会社の人たちに、反対運動を金で買えるという考え方があるとすると、ならば、それは原子力行政を堕落させるものであろう。

## ⑥

ところで、このような積極的原子力開発政策によって、日本における発電用原子炉の設備量は、今や、アメリカに次ぎ、他国を抜きんでる規模のものとなつており、原発大国といわれる地位を築きあげるに至っている。しかし、他方、これまで周知のようにウラン濃縮技術は、アメリカに従属するわが国では、主とし入れをめぐつて、長崎県議会は、昭和五

二年の「核抜き修理受け入れ」から「原子炉封印」という名の「核付き受け入れ」へと、今回、態度を一変するに至つた。このような県の姿勢の転換の背景にあるものは、久保知事が「むつは佐世保重工業救済の大きな力になり、長崎県の長年の懸案である長崎新幹線実現のための材料だ」と語っているところから分かるように、経済的利益を餉にした政治的取引であった。佐世保重工業の救済や新幹線などという、原子力と全く関係がない問題を取りの道具に使うのは、国も自治体も、共に無責任といつてもよい。国や各自治体がこのような態度を改めなければ、原子力の「安全」を札たばで売り買いする悪習が一般化するおそれがある。このような事態は、原子力行政の墮落であり、国民の不信をいつそう助長するものである。

限されてきた。原子力三原則の一つの柱である「自主」の原則は、この点で、貫かれてこなかった、といふ。去る五月一三日、動力炉・核燃料開発事業団が、「新カスケード装置」を初めて公表したことは、対米依存でなく日本にも独自のウラン濃縮技術があり、わが国が「核先進国」に仲間入りできる国であることを対外的に示すという意図のあらわれである、と新聞報道は伝えている（五月一四日、朝日新聞）。この背景には、ウラン濃縮技術が核拡散につながることは、おそれたアメリカが、「核開発途上国」を対象とした「核燃料銀行」をつくり、濃縮ウランの供給と使用済み核燃料の引取りをこの銀行にやらせ、各国に再処理はやらせない、という案を出してきている、という問題がひそんでいる。

わが国がどのような形で、この制度に参

加してゆくかは、なお不明であるが、

「核燃料銀行」における日本の立場は、

アメリカの核政策に対する従属と、それ

からの自立との矛盾にはまれて、動搖

しつづけているようにおもわれる。

この五月一五日から東京で開かれた国際核燃料サイクル評価第四作業部会に提出された各国の再処理、プルトニウム利用計画によれば、再処理計画をもつ国は日本その他一二カ国であり、アメリカの核不拡散政策にかかわらず、各國は、独自に核燃料サイクルを推進する方向を考

えている、とのことである。

こうして、一方で原子力発電の建設が

核兵器問題が人類の平和と生存にどつ

て、ますます危機的状況を迎えるにつ

効な具体的提案に欠けるものに終わった

ことも、やむをえないことであった。政

府の核軍縮に対するこのような消極的姿

勢は、安保体制下でアメリカの核兵器を

事実上受け入れ、自衛隊の増強を企図し、

ついに核兵器保有も違憲ではないという

ところまで、解釈改憲を積み重ねてきて

いる日本の軍拡の実態を反映している。

唯一の被爆国である日本の政府が、核

兵器の全面禁止に対する積極的な態度を

とらず消極的にせよ、世界の核軍拡競争

に手を貸しているという事実を前提とす

るとき、日本の原子力平和利用がどこま

で本当であるかと、日本の国民や世界の

諸国から疑いの目で見られてもやむをえ

ない。日本の政府が、安保条約をやめ、

アメリカの核の傘から離脱し、アメリカ

を始めとする世界の核軍拡競争を批判

し、核兵器の全面禁止へ向けてイニシア

チブをとるならば、始めて、日本の国民

も他の諸国も、日本の核エネルギーの開

発政策が、本物の原子力平和利用政策に

ほかならないことを信ずるであろう。そ

して、それこそが、原子力三原則を生か

す前提なのである。そしてまた、それこ

そが、平和主義憲法に拘束される日本の

原子力行政の原点でなければならない。

この原点を、日本の政府も国民も、肝に

銘すべきであろう。

会に検討したように、核戦略（独占）と石油を中心とするエネルギー戦略（独占）の上に成り立っている（渡辺「現代法の構造」二八九頁以下）。アメリカは、一方において、ともに超核大国であるソビエトとの間に、はげしい核軍拡競争をくりかえしながら、他方においてソビエトと共に核独占を維持するため、核不拡散政策をとってきた。しかし、アメリカのこのような核戦略は、矛盾に満ち、その核不拡散政策は破綻に瀕している。核問題の原点が、やはり核兵器問題にばかりならないことを、アメリカの核政策は示している。そして、果てしない核軍拡競争とそれと表裏一体である軍事科学技術の急速な発達は、広島型原爆に換算すれば実際に百万発に達するという、おそるべき数の核弾頭を蓄積するまでに至っていきる。その軍拡競争の先頭に立っているのがアメリカであり、日米安保条約によつて、アメリカの核の傘の下にあり、その核政策に従属しているのが日本であることは、ここでくりかえすまでもない。

第五回首脳会議では、軍事力強化をうたつ長期防衛計画が採択され、カーターは、必要とあらば戦略核兵器行使することをも辞さないと演説するという状況が、今日の世界のきびしい現実である。

このよう危険なアメリカの核政策を前提として成立している日米安全保障条約の下で、日本の軍縮政策が本物にならないことはいうまでもない。平和諸団体を中心とする非政府組織が、軍縮特別総会に向けて、核兵器禁止をねがう日本国民の声を世界に訴え、多くの国の人々の共感をえたのに反し、右総会における園田外相の軍縮演説が迫力のない、そして有